

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(水害)

[野洲川]

昭和54年の野洲川放水路の通水により、洪水の危険性は大きく軽減された。しかし、守山市のハザードマップによると、100年に一度の大雨により仮に野洲川が決壊した場合の浸水は、中洲学区の広い範囲および玉津・河西・速野学区の水田等農地を除いて1m未満、守山・吉身学区等の広い範囲においては0.5m未満と想定されている。

[琵琶湖]

守山市のハザードマップによると、実績洪水の最大である明治29年9月洪水(10日間連続雨量1,008mm 1日間総雨量597mm)が起こることにより琵琶湖の水位が+2.5mまで上昇した場合、守山市を南北に通過する浜街道(県道大津守山近江八幡線(26号)および国道477号線)以西の区域において、農地を除いては1m未満の浸水が想定されている。

(地震)

守山市のハザードマップによると、琵琶西岸断層帯地震により、市北部では震度6強、市南部では震度6弱が想定されている。また、東南海・南海地震により全域で震度5強が想定されている。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 2,736事業所
- ・小規模事業者数 1,680事業所

【主な業種の内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商工業者	小売・卸業	718	401	JR 守山駅周辺並びに中心市街地近辺に多い。また琵琶湖大橋取付道路等の幹線道路ロードサイドに多い。
	サービス業	937	580	JR 守山駅周辺並びに中心市街地近辺に多い。また琵琶湖大橋取付道路等の幹線道路ロードサイドに多い。
	製造業	208	144	市内に広く分散している。
	建設業	264	257	市内に広く分散している。
	医療・福祉	260	79	県立総合病院、済生会守山市民病院の近辺、JR 守山駅周辺並びに中心市街地の住宅地近辺に多い。
	教育 学習支援	110	69	JR 守山駅周辺並びに中心市街地近辺に多い。
	金融保険 不動産業	151	94	JR 守山駅周辺並びに中心市街地近辺に多い。
	運輸 郵便業	62	44	運輸業は幹線道路沿いに多い。
	その他	26	12	市内に広く分散している。

出典：平成28年経済センサス

(3) これまでの取組

1) 守山市の取組

- ・守山市地域防災計画の策定、守山市業務継続計画(BCP)〈震災対策編〉の策定、タイムライン(防災行動計画)〈風水害編〉の策定、防災訓練の実施、防災マップの作製・配布
- ・自主防災組織の育成支援、防災教育(出前講座等)の実施
- ・食料・資機材等防災備品の備蓄・更新、災害応援協定の締結 等

2) 守山商工会議所の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・守山市が実施する地震災害総合訓練への参加および協力

II 課題

- ・守山市地域防災計画は、理念や基本方針および地震災害、原子力災害、一般災害に区分した活動体制について記載しているものであり、個別の役割分担に応じた運用マニュアルについては順次整備を進めている段階である。
- ・自助、共助、公助が連携して防災対策を進めるため、自治会(自主防災組織)を中心とした避難行動要支援者への支援対策や地域・事業所等における地区防災計画の策定を支援・推進しているところである。
- ・水防法の見直しにより、1,000年に1度の大雨による野洲川および琵琶湖の浸水想定区域図が公表されたことから、これらを反映した守山市防災マップを早期に住民等へ配布・周知する必要がある。
- ・すでに作成済みのマニュアルを用いた訓練や、協定締結先、避難所等の緊急連絡先の更新なども継続して実施していく必要がある。
- ・現状では、守山市と守山商工会議所での緊急時の取り組みについての決まりはなく、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
- ・平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員が十分にいない。
などの課題がある。

III 目標

- ・小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、守山市と守山商工会議所との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容および実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間 (令和2年4月1日～令和7年3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・守山市と守山商工会議所の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・災害時の支援活動可能リスト(会員事業所で構成する各部会ごとに作成)を常備し、守山市と情報共有する。
- ・平成10年に締結した「道路・河川災害応急復旧業務に関する協定」について、本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスクおよびその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導および助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

2) 守山商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・令和元年度事業継続計画を作成

3) 関係団体等との連携

- ・守山商工会議所会員である損保会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業所以外も対象とした普及啓発セミナーや、損害保険の紹介等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度7の地震）が発生したと仮定し、守山商工会議所と守山市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。
そのうえで、下記の手順で守山市内の事業所の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後速やかに職員の安否確認と出動。
- ・被害状況の把握。
- ・SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、事業所の大まかな被害状況等を守山商工会議所と守山市で共有する。

2) 応急対策の方針決定

- ・守山商工会議所と守山市との間で、事業所の被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は出勤をせず、職員自身がまず安全確保し、警報解除後に出勤する等。

- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、速やかに情報共有する。

(例：被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、可能な方法を検討し情報収集に努める。

(例：ドローンによる情報収集等)

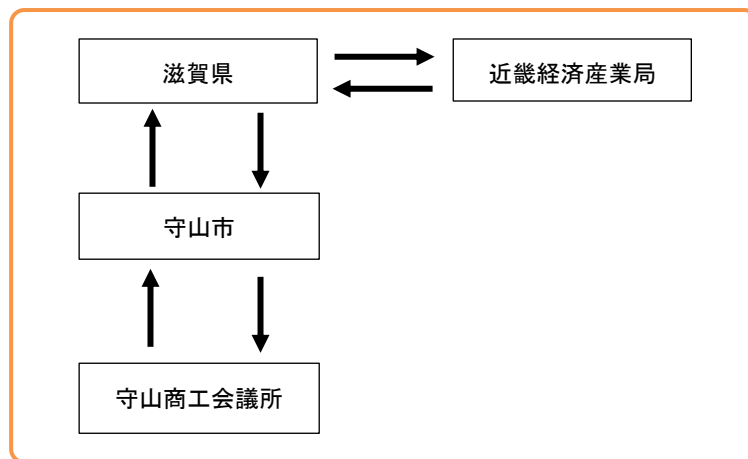
- ・本計画により、守山商工会議所と守山市は随時被害情報等を共有する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、小規模事業者の被害情報の迅速な報告および指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・守山商工会議所と守山市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・守山商工会議所と守山市が共有した情報を、滋賀県の指定する方法にて守山商工会議所または守山市より県へ速やかに報告する。

被害状況報告の内容

項目	内容
企業名・事業所名	被害を受けた企業・事業所の名称
所在地	被害を受けた企業・事業所の所在地
業種	製造業、建設業、小売業、卸売業、サービス業、その他
被害状況	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の状況（全壊、半壊等） ・浸水の状況（床上、床下等） ・機械設備の状況 ・製品等の状況



< 4. 応急対策時の小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、守山市と相談する（守山商工会議所は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町等の施策）について、小規模事業者等へ周知する。

< 5. 被災小規模事業者に対する復興支援 >

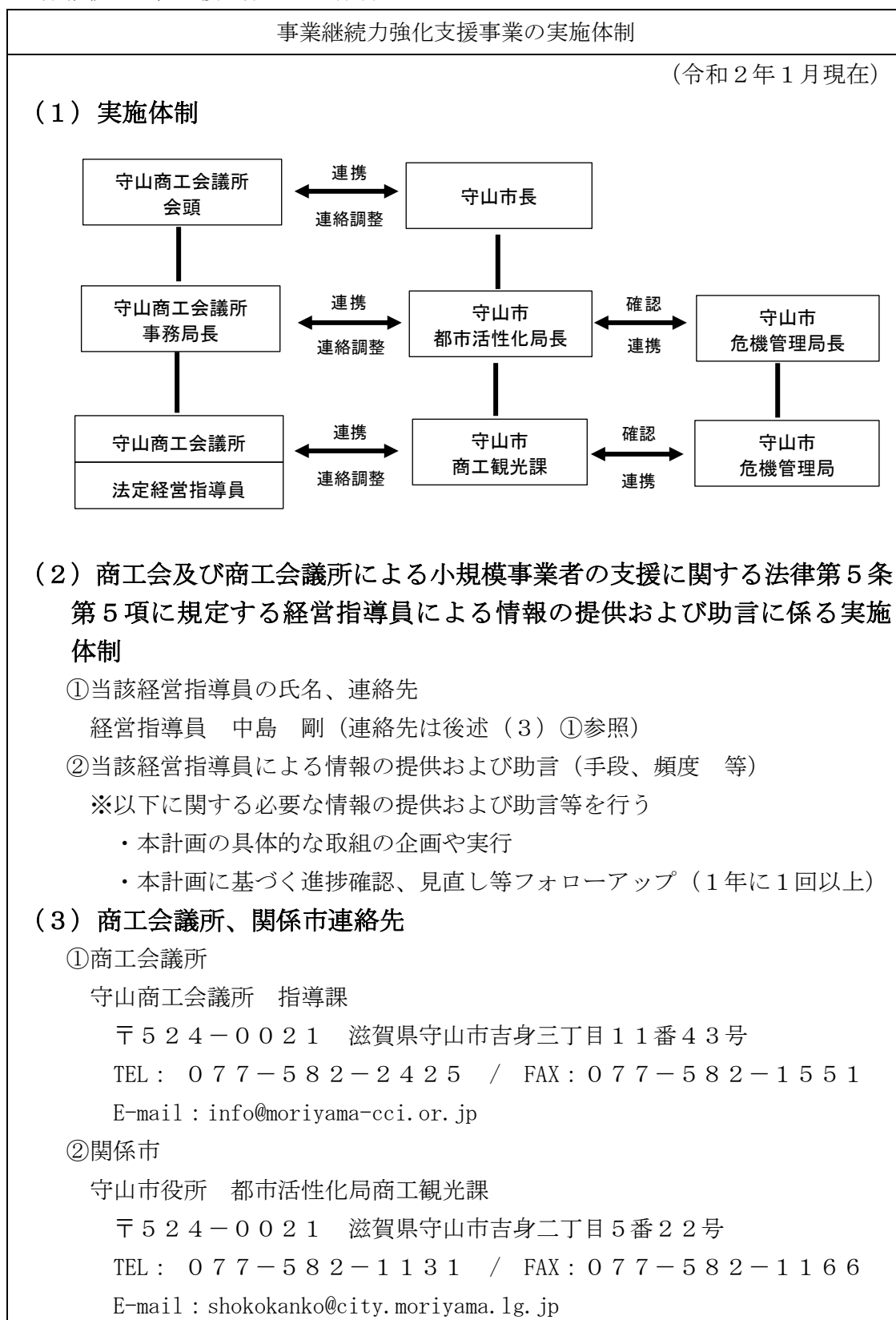
- ・滋賀県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、守山商工会議所職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を滋賀県等に相談する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額およびその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	500	500	500	500	500
・ 専門家派遣費	200	200	200	200	200
・ セミナー開催費	200	200	200	200	200
・ パンフ、チラシ作製費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、守山市補助金、滋賀県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会または商工会議所および関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名または名称および住所 ならびに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等